

会費規程

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員（学協会又は非営利団体）	一口一万円、一口以上
賛助会員団体（法人）	一口一万円、一口以上
賛助会員個人	一口一万円、一口以上

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、請求に従い会費年額の全額を前納しなければならない。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。